

## 第2号議案

# 平成20年度 事業計画

### 1. 基本方針

- (1) 療養給付費は、平成19年度支出見込費用額(2,597,597,126円)の10%増で推計し積算した額とする。但し、前期高齢者は75%増で積算する。
- (2) 後期高齢者医療制度が実施されるため、老人保健拠出金に代わり、新たに後期高齢者支援金・病床転換支援金・前期高齢者納付金を拠出いたします。  
尚、老人保健拠出金は、1ヶ月分の拠出金等があるため科目は残ります。
- (3) 保険料賦課額は、新たに支援金保険料・後期高齢者保険料が増えますが、総額では前年と変わりはありません。平成19年度決算において剰余金が生じた場合は、平成20年度への繰越金として、全額繰越いたします。
- (4) 平成20年度から実施される特定健康診査・特定保健指導については、その結果(成果)により、支援金の加算・減算があるため、計画的に対応していきたい。
- (5) 保険給付費以外の一般諸経費については、極力節約に努め、引き続き組合の健全なる運営を期する。

### 2. 事業実施事項

- (1) 療養の給付(現行通り)  
保険給付の割合は、組合員(第一種)・准組合員・家族、入院・入院外とも7割。
- (2) 自家診療の規制(現行通り)  
自家診療については、規約第15条及び保険給付規程第7条の規定に準拠し給付を行わない。
- (3) 任意給付費(現行通り)
  - イ. 出産育児一時金 被保険者が出産したときに35万円を支給する。
  - ロ. 出産手当金 准組合員が出産後その育児を行うとき90日間を限度に、日額3,000円を支給。
  - ハ. 葬祭費 被保険者が死亡したとき、次の区分により葬祭費を支給。

1. 組合員(第一種)	50万円
2. 准組合員	30万円
3. 家族	20万円
  - ニ. 葬祭一時金 組合員(第一種)が組合に加入後2ヶ年を経過し、傷病手当金の支給を受けずに死亡したときに、葬祭一時金を支給。

1. 組合員(第一種)	30万円
-------------	------
  - ホ. 傷病手当金
    1. 組合員(第一種)が傷病のため入院又は自宅療養をしたとき。

入院	日額 8,000円
自宅療養	日額 4,000円

を傷病手当金支給規程により支給する。

2. 准組合員 日額 3,000 円 を入院に限り入院した日より支給する。

#### (4) 保健事業について

##### イ. 健康事業

健康保持増進の一環としての「歩こう運動」は、平成 20 年度も引続き実施する。

##### ロ. 健康増進事業

被保険者等の疾病構造（被保険者の年齢別、地域別、男女別、被保険者区分別）の把握統計調査を行う他、長寿（満 70 歳）等のお祝い記念品を贈呈する。

##### ハ. 検診（健診）事業等

平成 20 年度から保険者に義務づけられた特定健康診査・特定保健指導を実施いたします。

また、例年実施している組合員（第一種・第二種）及び組合員の配偶者並びに准組合員を対象とした健康健診は引続き実施いたしますが、特定健康診査と検査項目の調整をいたします。

##### ニ. 保健事業（健康管理事業）

###### 1. 後期高齢者組合員（第二種）が傷病のため、入院又は自宅療養をしたとき。

傷病見舞金として

入 院 日額 4,000 円

自宅療養 日額 2,000 円を支給。

###### 2. 後期高齢者組合員（第二種）が死亡したときは、その遺族に対し、

死亡見舞金として、300,000 円を支給。

##### ホ. 共済事業（保養事業）

被保険者が保養のため、組合と契約する業者を通じて旅行する時に、一定の補助金を支給する保養事業は平成 20 年度も引続き実施する。

また、被保険者等が疾病のため入院し、保険給付等を受けた際の一部負担金相当額等の還付については、被保険者等が別途負担する共済会費を財源として引続き実施する。

#### (4) 医療費通知の実施

平成 20 年度においても年 12 回以上を目標に実施する。

## 2. その他必要事項

組合の平成 20 年度予算は約 46 億 5 千 633 万円となっているが、その内国庫より助成を予定している補助金は約 9 億 5 千 750 万円で、これは単年度歳入額の約 20.6%を占めており保険料収入に次ぎ最も重要な財源である。

この補助金は、その年度に行った療養給付費の 7 割の 32.0%（定率分）のみの補助です。

また、法人事業所等で新規に政管健保の適用除外承認を受け、組合に加入する被保険者に対する補助率は 13.0%となっています。

その上、社会保障費の抑制に関連して、政管健保の負担の一部を肩代わりすることも決定し、平成 20 年度は国保組合の中で、財政力豊かな一部の組合（医師・歯科医師国民健康保険組合等 83 組合）で 38 億円を負担するため、当組合は、補助金の定率分 32%が 28%に削減されることになりました。

このことは、組合事業運営上大きな問題であり、今後とも組合の事業運営上重要な財源であるこの補助金確保のため、全医連・全協等の関係団体等と連携し、強力なる運動を行う必要がある。